平成２５年（フ）第３７号
群馬県伊勢崎市昭和町1645番地11
破産者　須田　正美
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２９２号
東京都武蔵野市中町３丁目１番２号
破産者　沖島工業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６０８号
千葉県市川市宝１丁目16―１―303、開始決定時の住所東京都足立区谷中１丁目11―５―1301
破産者　浅田　昭和
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０６号
東京都江戸川区上一色２丁目７―５―501
破産者　石川　司郎
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７７号
東京都八王子市長房町35番地４、破産手続開始決定記載の住所東京都八王子市下恩方町549番地７
破産者　後藤　　誠
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２７８号
東京都八王子市北野台４丁目８番８号、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市下恩方町549番地７
破産者　後藤　幸子
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６６号
東京都西東京市芝久保町１丁目14番１―506号
破産者　加藤　雅彦
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６７号
東京都西東京市芝久保町１丁目14番１―506号
破産者　加藤　康子
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３１３号
横浜市戸塚区川上町135番地１
破産者　株式会社アトリエ・アート
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９号
福井市白滝町第37号２番地
破産者　有限会社ヒラモト開発
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
福井県南条郡南越前町河野第19号16番地の17
破産者　株式会社コウノライナー
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０８号
福井県坂井市春江町石塚第54号13番地、旧住所福井県坂井市春江町江留上日の出６番地25
破産者　齊藤　　壽
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
岐阜市忠節町２丁目38番地
破産者　長屋　伸明
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１４０７号
京都市南区東九条南山王町６番地の３
破産者　株式会社三幸
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
宮崎県日南市南郷町中村乙4119番地
破産者　有限会社恵洋水産
1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第６１７８号
東京都中央区新富２丁目３番７号
破産者　協和工営株式会社
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１７９号
東京都中央区新富２丁目３番７号
破産者　株式会社協和クリエイト
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５２３号
東京都足立区一ツ家３丁目27―12
破産者　原　　義仁
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０１４号
埼玉県比企郡吉見町大字北吉見2716番地14
破産者　株式会社ムラカミ
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６００号
東京都足立区西新井栄町３丁目３－８
破産者　柏　　哲治
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７２７号
東京都墨田区立花５丁目28―３―410、開始決定時の住所東京都墨田区立花６丁目５－５
破産者　田沼　浩一
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部